

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

処 分 庁 [REDACTED]

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から、平成29年10月18日付けで提起のあった、[REDACTED]（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づく平成29年9月4日付け保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消します。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が平成29年9月4日付けで行った本件処分における収入認定の取扱いに不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものです。

審理関係人の主張の要旨

1. 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると次のとおりです。

- (1) 平成29年7月に、審査請求人の居宅に中古のエアコンを取り付けたが、これは、審査請求人の妹（以下単に「妹」という。）が、猛暑によって審査請求人の健康状態が悪化することを懸念して、健康保持・自立更生を助けるものとし



て提供したものである。審査請求人から頼んだわけではなく、取付費用16,000円は、妹が払っている。このことは妹あての領収証からも明らかである。なお、領収証の日付が平成29年5月16日になっているのは、当該エアコンを前所有者宅から取り外した日付となっているためである。

処分庁は、この取付費用を、審査請求人が妹から借金したものとみなして収入認定したが、審査請求人は実際には借金したものではないし、上記の経緯から収入認定されるような性質のものではない。審査請求人と妹の間には、金銭の授受は実際にはなかったものである。

エアコンの取付費用の16,000円は、エアコンを使用できる状態にすることによって、審査請求人の生活環境を多少とも人間らしいものに改善して、健康保持・自立助長に役立てるためのものであって、飲食等の浪費を目的とした借入金一般と同一視すべきではない。

(2) 審査請求人は、平成29年7月に妹から16,000円の借入れを行った旨の申告をしているが、これは処分庁の職員から、高圧的に有無を言わさぬ調子で求められたので、言われたとおりにするしかないと考えて、書類に記入したものである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりです。

(1) 本件処分は、妹が立て替えた16,000円について、妹からの借入金として収入認定を行ったものである。

審査請求人は、処分庁の職員に、エアコン取付費用を支払うことができなかつたために妹に立て替えてもらい、平成29年8月には半額を返還したと報告している。審査請求人自身も平成29年9月1日付けの収入申告書に、妹から借りたと記載している。さらに審査請求人は、これまでにも妹から金銭を借用していることがあり、今回も妹からの借入金とみなさざるを得ない。

したがって、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)の「その他の臨時的収入」に該当するものとして収入認定処分を行った。

(2) 法第4条は、「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」を活用することを求めている。また法第8条第2項は、保護の基準は「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない」としており、生活保護受給期間中に被保護者の利用し得る資産等をすべて収入認定することは当然の原理である。しかしながら、実際の運用においてはこの原理を貫徹することが自立助長、社会通念上の観点から適当でないとして、例外的に



収入として認定しない場合がある。それらは、次官通知及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）で別途定められている。

次官通知及び局長通知では、列挙されている貸付目的に該当すること、及び貸付けを受けるに当たり保護の実施機関による事前の承認があることが、収入として認定しないための要件として挙げられている。日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入する場合であれば、収入認定しないものは公的貸付資金に限定されている。本件の借入金16,000円を「収入として認定しないもの」とみなすかどうかは、事前の承認があること、かつ、公的資金貸付けであることが必要となるが、当該借入金はこれには該当しない。したがって、収入として認定しない取扱いが例外規定である以上、認定除外が認められる要件を満たしていないと判断し、「収入として認定しないもの」として認めなかった。

「収入として認定しないもの」に該当しない収入については、その用途が何であれ収入認定することは不当ではない。

(3) 処分庁の職員は、審査請求人に対し、収入の届出義務、借金の原則禁止などについて分かりやすく説明しており、審査請求人からも定期的に収入申告書の提出を受けている。平成29年9月1日提出の収入申告書についても定例的な報告であり、届出義務を理解した上での行為と認識している。処分庁の職員が高圧的な姿勢で収入申告書の提出を求めたということは無い。

本件の16,000円については、審査請求人からの報告を受けて、詳しい経緯を一つひとつ確認した結果、借入金として収入認定を行うことが決定したため、その旨説明したものである。

理由

1 認定した事実

- (1) 審査請求人は、平成27年11月10日から[REDACTED]で生活保護を受給していること。住居は木造アパートの2階、単身世帯であること。[REDACTED]に妹が居住していること。
- (2) 平成27年12月10日、処分庁は、生活保護を開始するに当たり、審査請求人に対し被保護者の義務等について説明したこと。当該説明においては、年金や援助のほか、借金などの臨時的な収入を含め、収入の増減があるときにはすぐに届け出ること、及び生活保護受給中の借金は、処分庁が事前に認めた一部の貸付金を除きできないこと等が示されていること。そして、同日付けで、審査請求人は、収入申告の義務について説明を受け理解した旨の書面に署名したこと。
- (3) また審査請求人は、平成27年12月10日付けで収入申告書を提出しており、



当該申告書には、同年11月に妹から15,000円を借り入れたことが記載されていること。処分庁は当該借入金を収入認定していること。

- (4) 平成29年9月1日、審査請求人は処分庁の職員に対し、エアコンの取付費用16,000円を妹に支払ってもらい、その半額を同年8月に返済したことを報告したこと。処分庁の職員は、借りたときにはすみやかに報告するよう指導し、また、上記16,000円については借入金として収入認定することを説明したこと。
- 審査請求人は、同年9月1日付けで収入申告書を提出したこと。当該申告書には、「妹から借りました。」として、同年7月に16,000円の収入を得たことが記載されていること。
- (5) 平成29年9月4日付けで、処分庁は本件処分を行ったこと。本件処分の内容は、妹からの借金として、16,000円を同年7月1日付けで収入認定すること、同年8月1日付けで当該収入認定を削除すること、戻入が必要になった同年7月の保護費の過払い額16,000円については、同年10月以降4回に分けて保護費から4,000円ずつ減額するというものであること。
- (6) 平成29年5月16日付けで、工事業者から [REDACTED] (注:妹の姓) あてに「エアコン工事代」として、16,000円の領収証が発行されていること。
- (7) 平成29年10月18日付けで、審査請求人は本件審査請求を提起したこと。

2 本件処分に係る法令等の規定について

本件処分に関する法令や通知の内容は以下のとおりです。

- (1) 生活保護制度においては、生活に困窮する者に「利用し得る資産」たる金銭収入等が認められる場合、これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められています（法第4条第1項）。そして保護の程度について、法は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」（法第8条第1項）と規定し、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と認定した収入との対比によって決定することとされています。また、被保護者は、収入について変動があったときは、すみやかに保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされています（法第61条）。
- (2) 法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、次官通知、局長通知等に基づいて行われています。これらの国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置づけられています。

収入の認定について、国からの通知で定められた事項は次のとおりです。

ア 次官通知第8の3 (2) エ その他の収入

「(イ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（中略）については、その額（中略）が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」

イ 次官通知第8の3 (3)

次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

「ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」

ウ 局長通知第8の2 (3)

貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

「オ 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金であって、次に掲げるもの

(オ) 日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金」

(3) また、生活保護別冊問答集（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第8-3「収入として認定しないものの取扱い」の項では、以下のような記載があります。（抜粋）

「収入の認定は、法第4条において「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」の活用が求められていることから、最低生活の維持に当て得る金品は、全て収入として認定するのが原則である。しかしながら、この原則を貫徹し、被保護世帯に対する金銭給付の全てを収入として認定したのでは、法の目的である自立助長の観点から、あるいは社会通念上の観点から適当でない場合も出て来る。こうした観点から特定の金銭については、それが収入であるとしても最低生活の維持のために活用することを求める、すなわち収入として認定しないこととしており、このような取扱いを実務上収入認定除外と称している。これらは、当該金銭の性格（支給の趣旨等）、支給方法（臨時的か継続的か）、使われ方（自立更生等）を判断して総合的に決定されるわけであるが、これをその主たる趣旨に沿って分類してみると、概ね次のようになる。（中略）

4 自立更生のために使われるもの（以下 略）」

3 爭点及び判断

本件審査請求の争点は、審査請求人が提出した収入申告書に、妹から借りたと



して記載された16,000円を、処分庁が審査請求人の収入と認定したことに違法又は不当な点はないかということにありますので、以下判断します。

- (1) 生活保護においては、保護の補足性（法第4条第1項）の基本原理から、原則として全ての収入は収入認定されることになります。借入れによる収入は上記2（2）アのその他の収入に該当し、次官通知、局長通知等で定める「収入として認定しないもの」に該当しない限り、収入認定されます。
- (2) 審査請求人は、妹から借りたとして16,000円を収入申告しています。仮にこの16,000円が上記2（2）アの「その他の収入」に該当するとした場合は、それは公的な貸付金でもなく、事前に実施機関の承認があったものではありませんので、上記2（2）ウの局長通知にいう「収入として認定しないもの」に該当しません。
- (3) ところで、借入れによる収入を、収入として認定するのは、当該収入が被保護者の手元に入り、被保護者の意思のみで使える状態、すなわち「最低生活の維持に当て得る金品」（上記2（3））となるためと考えられます。

本件において収入認定された16,000円について、審査請求人は、審査請求人の居宅で使用するエアコンの取付費用として、妹が取付業者に支払ったものと主張しています。また、処分庁も、本件審査請求における審理において、妹が立て替えた16,000円について妹からの借入金として収入認定したと主張しており、立替払いであることに争いはありません。このことからすれば、本件においては、審査請求人の手元に現金が入ったものではないというほかありません。言い換えば、審査請求人は「最低生活の維持に当て得る金品」を、現実の金銭としては取得していないということができます。

もちろん、審査請求人は、妹からエアコンの取付費用を立て替えてもらったことにより一時的に支払いを免れ、それを最低生活の維持に当てることができたという評価もあり得ます。しかし当該評価は、立替えの金額の多寡、返済までの期間の長短を考慮し、立替えにより審査請求人の資産が実質的に増加したかどうかを検討してなされるべきです。しかし本件においては、そのような検討が行われたとは見受けられず、処分に当たっての検討が不十分であったと認められます。

- (4) なお、本件においては、提出された収入申告書に基づいて収入認定が行われています。このことから、処分庁が借入金と判断し収入認定したことには合理的根拠があるとも考えられます。

しかし、収入申告書提出の際には、当該収入について、エアコンの取付費用を妹に支払ってもらったものである旨の説明も同時になされています。そうすると、上記（3）に照らせば、本件は借入れによる収入として申告どおりの額を認定すべきかについて疑義が生じる状況にあり、処分庁は、収入認定（本件

処分)を行うに当たって、当該収入の性格、実際の金銭の流れ、その後の返済の有無等について、例えば妹や取付業者に調査確認すべきであったと認められます。しかし、少なくとも本件処分時までに、上記の点に関し処分庁が何らかの調査を行ったとは認められません。

また、上記収入申告書は、被保護者本人から提出されたものですが、そのことをもって、上記の調査が不要ということにはなりません。生活保護別冊問答集第8「収入の認定」の項目では、「収入申告制度は、要保護者と実施機関との相互信頼関係を基調としているが、このことは、全く被保護者からの申告のみによって収入認定を行えば足りることを意味するものではない。」との取扱いが示されており、特に、上記のとおり申告どおりの収入認定に疑義が生じる状況では、申告された収入の性格等について調査確認すべきであったというべきです。

以上のことから、被保護者本人から提出された収入申告書に基づく収入認定であることをもって、本件における収入認定が妥当なものであるということはできません。

(5) 以上のことから判断すると、処分庁は、「妹から借りました」として収入申告書が提出されたことをもって、当該申告に係る16,000円の性格を借入金と速断し、国からの通知等にあてはめて本件処分を行っており、当該収入について実態を把握するための調査・検討がなされておらず、本件処分は合理的な根拠に基づかない不当な処分と認められます。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

平成30年3月29日

福岡県知事 小川洋
(保護・援護課 保護指導係)

